

4 文科科第 6 4 6 号
令和 4 年 1 2 月 2 7 日

日本学術会議
会長 梶田 隆章 殿

文部科学省科学技術・学術政策局長
柿 田 恭 良

論文の査読に関する審議について（依頼）

研究者の行動規範に基づく論文の査読において、昨今、論文投稿者が自らの投稿論文の査読に関与する事態が発生しました。査読に関しては、元来、研究者個人及び科学コミュニティの行動規範に基づき行われるべき重要な仕組みであると認識しておりますが、このような行為は研究者の社会からの信頼を失うとともに、科学に対する国民の信頼を揺るがし、科学の発展を妨げることに繋がるものであるため、適切な対応が必要であると考えております。

つきましては、査読の意義等を踏まえ、査読に係る研究者が直面する課題に関して、学術に関する各分野の有識者で構成されている貴会議において、下記の事項を御審議いただきますようお願いいたします。審議内容は、今後の研究公正の推進に関する参考にするとともに、研究機関での取組に資するよう周知いたします。

記

1. 査読の意義・重要性
2. 査読を実施する際の規範となる対応指針（投稿者、査読者、編集者など）
3. 査読を実施する際に想定される不適切な行為

【本件問合せ先】

文部科学省科学技術・学術政策局

研究環境課研究公正推進室

電話：03-5253-4111（内線 4028）

E-mail：jinken@mext.go.jp